

等級及び職制上の段階ごとの職員数の公表(令和4年4月1日現在)

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階					
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階			
1級	主事及び技師の職務及び高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	36	26.7	主事	36	81	60.0	係員級			
				計	36						
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	29	21.5	主事	29				38	28.1	係長級
				計	29						
3級	係長、参事及び主査の職務	18	13.3	主査	16	3	2.2	課長補佐級			
				参事	2						
				係長	0						
				計	18						
4級	審議員及び主幹の職務 困難な業務を所掌する係長、参事の職務	39	28.9	参事	7	13	9.6	課長級			
				係長	29						
				主幹	3						
				計	39						
5級	課長の職務 困難な業務を所掌する審議員の職務	12	8.9	審議員	0	1					
				課長	12						
				計	12						
6級	総務課長の職務 困難な業務を所掌する課長の職務	1	0.7	総務課長	1	1					
				計	1						
	合計	135									

※再任用短時間職員は含まれない

等級及び職制上の段階ごとの職員数の公表(令和4年4月1日現在)

行政職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	給食調理員の職務 自動車運転手の職務 用務員、労務作業員等の職務	0	0	給食調理員	0
				用務員	0
				計	0
2級	相当高度な技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員の職務 相当高度な技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 相当高度な業務を行う用務員、労務作業員等の職務	0	0	給食調理員	0
				用務員	0
				計	0
3級	特に高度な技能又は経験を必要とする業務、困難な技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員の職務 特に高度な技能又は経験を必要とする業務、困難な技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 特に高度な業務、困難な業務を行う用務員、労務作業員等の職務	0	0	給食調理員	0
				用務員	0
				計	0
4級	相当困難な技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員の職務 相当困難な技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 相当困難な業務を行う用務員、労務作業員等の職務	0	0	給食調理員	0
				用務員	0
				計	0
5級	特に困難な技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員の職務 特に困難な技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 特に困難な業務を行う用務員、労務作業員等の職務	8	100	給食調理員	3
				用務員	5
				計	8
	合計	8			

※再任用短時間職員は含まれない